

令和8年2月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和8年2月26日（木） 開会 午後2時55分
閉会 午後3時54分

場所 第2委員会室

出席委員 関根信明委員長
須賀昭夫副委員長
渡辺大委員、吉良英敏委員、小久保憲一委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、
野本怜子委員、小川寿士委員、萩原一寿委員、石川忠義委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
岸田正寿福祉部長、鈴木康之福祉部副部長、山口達也地域包括ケア局長、
尾崎彰哉こども政策局長、茂木誠一福祉政策課長、浅見洋社会福祉課長、
今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、
小松素明ねりんピック推進課長、関根健障害者福祉推進課長、
平明夫障害者支援課長、田中康博福祉監査課長、瀧澤幸子こども政策課長、
山崎高延こども支援課長、多久島康寿こども安全課長
西山幸範こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]

縄田敬子保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長兼感染症対策幹、
加藤孝之健康政策局長、坂行正医療政策局長、山口達也地域包括ケア局長、
尾崎彰哉こども政策局長、坂梨栄二食品衛生安全局長、
千野正弘保健医療政策課長、谷口良行感染症対策課長、
高橋良治国保医療課長、中村寛医療整備課長、飯澤真人医療人材課長、
植竹淳二健康長寿課長、鈴木久美子疾病対策課長、片山智之生活衛生課長、
加藤知子食品安全課長、芝和俊薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第65号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）のうち 福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決

2 請願 なし

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

吉良委員

- 1 2の（1）の生産性向上に対する支援の介護施設に対する支援について伺う。伴走支援云々という資料の方で書いてあるが、伴走支援を受けないと補助を受けることができないのかどうか。
- 2 既存事業のICT化とかの補助金との違いは何か。
- 3 2の（1）の生産性向上、重点的支援交付金を活用のうち、イの障害者就労施設に対する支援についてであるが、1事業所当たりとあるが、この規模感で対象となる施設はどれくらいあるのか。
- 4 2の（2）の障害福祉サービス事業所に対するサービス継続支援について伺う。補助対象となる施設はどれくらいあるのかということと、1施設当たりどれくらいの補助額になるのかということと、あと施設とか物価高騰でいろいろ大変かと思うが、こういったものは、これに限らず、申請受付というものをなるべく早く開始すべきものであるかと思うが、特に周知、あと申請のスケジュールとか教えていただければと思う。

高齢者福祉課長

- 1 今回のこの介護施設の生産性向上を図るために、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）という加算を取っていただくということを事業の目的としている。この加算を取得するためには、見守り機器やインカム、介護記録ソフトなどの複数のテクノロジーの導入と合わせて、業務改善の取組による効果を示すデータの分析であったり、利用者の安全確保等の方策を検討するために、定期的な委員会の開催等、複数の要件を同時に満たす必要がある。こうした加算の取得要件になっているが、現状でも非常にこの加算の取得が少数にとどまっており、介護関係の施設の団体等に聞き取りを行ったところ、なかなか単独で行うことが難しいという意見もあったことから、専門家による伴走支援が必要だということとこちらの事業に組み込んだものである。現状、各施設の到達度合いにより、例えば、委員会等の開催が既に達成していて、あと例えば、100床の入所施設であると100台分の見守り機器を入れなければいけないと、ちょっといろいろハードルが高いため、そういったものを機器の導入だけで加算の取得が達成できるという施設があった場合には、伴走支援なしで機器の補助だけでこちらの補助金を出すことができる。施設の達成度合い、現状に応じて柔軟に必要な支援を行っていくということとしている。
- 2 既存の補助事業については、見守り機器や移乗支援などの機器単体の導入経費のみが補助対象となっている。今回対象としている生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を取得するためには、先ほど申し上げたとおり、様々な要件が必要になるが、例えば、同じ見守り機器の導入でも、台数がたくさん必要であったり、見守り機器の導入に伴うWi-Fiなどのネットワーク環境の整備とか更新に多額な工事費が必要になる場合もある。こうした場合には、既存の補助事業の補助限度額では対応できない場合が多いということになっており、また、既存の補助金では補助対象外としている介護助手等の募集に関する経費など、この加算（Ⅰ）を取得するための経費を幅広く補助対象としているものである。

障害者支援課長

- 3 まず、補助の対象となる施設であるが、補助の対象となる障害者就労施設は、就労継続支援A型事業所が約60か所、それからB型の事業所が約430か所である。

4 一つ目が、補助対象となる施設であるが、訪問系が約250か所、通所系が約1,520か所、入所系が約630か所である。それから1施設当たりの補助額である。これは、サービス種別に応じて補助上限額を設定して、訪問系の事業所は1か月の延べ訪問回数に応じて、200,000円から500,000円までの4段階で補助上限額を設定している。それから通所系については、やはり1か月の延べ利用人数に応じて、200,000円から400,000円の3段階で補助上限を設定する。それから入所系については、これは定員1人当たり6,000円の補助ということであるので、例えば、50人定員の入所施設では補助上限が300,000円ということになる。続いて、早く申請受付を開始するための周知スケジュールについてである。補助金の審査申請受付については、補正予算成立後に速やかに準備を進めていく。4月から県ホームページや関係団体を通じての周知を行い、受付を開始したいと考えている。また、各事業所には7月以降、審査が終わったものから順次補助金を交付決定して、補助金を支払うといったスケジュールで考えている。

吉良委員

2の(1)の生産性向上の支援の介護施設に関するお話があったが、ちょっと複雑な部分と、今回に限らず、そういうのはあるとは思いますが、柔軟に対応するというようなお話があったが、確認であるが、これ見込みみたいなのは、大体見通しは立っているのか。

高齢者福祉課長

老人福祉施設協議会等関係団体に聞き取りを行ったところ、こちらの加算については、今取得を進めたいと考えている施設が多くあると。この加算(Ⅰ)が今回目的であるが、要件が(Ⅰ)ほどたくさん要件がない加算(Ⅱ)というのが、簡単ではないが取れる加算があり、(Ⅱ)から(Ⅰ)にステップアップするということを検討している施設も多くあるというふうに聞いているので、見込みについてはあるというふうにこちらは考えている。

小川委員

- 1 2の(3)の障害児者施設に対する整備費補助について伺う。まず、この予算額の積算根拠について教えていただきたい。
- 2 施設整備を行う社会福祉法人ということであるが、県内施設のニーズ把握のこれまでの状況について教えていただきたい。
- 3 障害児者施設2か所とあるが、予算成立後のこの2か所の選定方法について教えていただきたい。

障害者支援課長

- 1 この補助金は、国2分の1、県4分の1、法人4分の1の国庫補助事業を活用した事業であり、国が施設のサービス種別などに応じて補助単価を設定している。今回、入所施設の移転と重度障害者が利用できるグループホーム等の整備を行うので、その補助単価を基に積算をさせていただいている。加えて、利用者の重度化等に対応する施設として、国のスキームの法人負担4分の1の、4分の3を県が上乗せ補助を行っており、約10億6,000万円の予算額は、その分が含まれているといったことである。
- 2 県では、毎年年度初めに施設整備の方針というのを出させていただき、各施設等にホームページや、あるいは施設長会議等で周知の方を行っている。この整備方針の中で、整備を希望する法人については、申請等の事前協議等を行い、また審査会の審査等も経

て、そこは審査会の了解いただいたものを予算化していくといった形で、施設整備については進めさせていただいている。

- 3 国から補正予算に基づく施設整備費補助金の協議の受付をする旨の通知があり、この施設の対象設備の対象として、洪水などへの防災減災対策だとか、あるいは障害者の社会参加、あるいは地域移行の推進というのが掲げられている。令和8年度の国庫補助金の協議を予定していた案件の中で、この国の通知の協議に合致した施設が2施設あったので、この令和8年当初の予定を前倒しして、今回補正予算をお願いしたといったところである。

伊藤委員

- 1 (1)の介護施設に対する支援というところで、加算(I)を取るのは非常に難しいという説明であった。ここの専門家による伴走支援とは、具体的にどのようなものなのか。
- 2 この補助金の事業所の負担割合について伺う。
- 3 業務の効率化とサービスの質の向上がこの事業の目的であるが、この支援事業を活用すると、施設の経営上どのようなメリットがあるのか。
- 4 本補正では、どの程度の対象箇所数を想定しているのか。そして、それは全体の施設の何%に当たるのか。
- 5 (2)の障害福祉サービス事業者に対する事業所に対する継続支援について伺う。ここの活用できる中に、訪問・送迎の移動経費などというふうにあるが、その具体例を説明いただきたい。

高齢者福祉課長

- 1 具体的には、こちらの加算を取得するためには、3種類の機器の導入、介護テクノロジーの導入と合わせて、定期的な委員会の開催を含めて六つの要件を達成する必要がある。これらの要件のうち、先ほど申し上げたが、施設単独では行うことができないものがあつた場合には、専門家による伴走支援を行うこととしている。例えば、業務改善の取組実績を示すデータ提供というようなものもあるが、こういったものであったり、利用者の安全及びケアの質の確保のための委員会の開催支援、それから介護機器の使用方法的研修会等を想定している。
- 2 負担割合であるが、介護施設に5分の1を負担していただき、県が5分の4補助を行うと、こういうスキームになっている。
- 3 加算(I)を取得すると、入所者1人当たり1か月100単位の介護報酬を得られるという加算制度になっている。例えば、入所者が100人の特別養護老人ホームの場合は、毎月約100,000円、年間にして約120万円の介護報酬が増加する計算になる。また、収入が増加する以外にも、複数の介護テクノロジーの導入であつたり、業務の切り分けによる介護助手の導入によって、介護職員の負担軽減が図られるということ。あと、例えば、職員の時間外勤務の縮減とか、有給休暇の取得促進など働きやすい職場の実現というのも評価項目の一つになっているので、こうしたことが実現されることで職員の離職の防止効果も図られるのではないかというふうに考えている。
- 4 対象施設であるが、今回対象としているのが、政令、中核市を除く特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、あるいは、いわゆる老健施設と呼ばれているものと、介護医療院、それから認知症グループホーム、この4種別で県内合計869施設である。現在、この生産性の加算(I)を取得している施設が23施設ということになっている。

ので、割合にして2.6%である。

障害者支援課長

5 訪問系サービスの対象経費は、大きく分けて、介護サービスを円滑に継続するための費用と、災害備品用の災害備蓄用の費用の二つがある。一つ目の介護サービスを円滑に継続するための費用としては、例えば、訪問に必要な車の燃料費や熱中症対策、防寒対策、こういったものに要する経費となる。二つ目の防災備蓄用の費用については、食料品などの備蓄物資、ポータブル蓄電池などに要する費用が対象となる。

伊藤委員

最初の介護施設のところで答弁漏れが1か所あったと思うが、お答えいただければと。対象箇所数。

高齢者福祉課長

今回補助金、補助対象の施設は合計20施設というふうに想定をしている。こちらは、今回の補助対象施設の全体の2.3%になる。

伊藤委員

やはりこの介護施設の問題であるが、加算（Ⅰ）を取れるように支援は続けていくとし、加算（Ⅰ）を取るハードルはすごく高いと思うし、パーセンテージでいうと、今現在が2.6%で、今回の20が全部補助を受けたとしても、4.5%以下だと思う。ハードルは非常に高いとは思いますが、これを取らないといろいろなこういう国の支援が使えないということでは、県の独自として例えば、加算（Ⅱ）を取得している事業所に対してもうちょっと上積みをするみたいな、そのような方向性というのは、検討された経過があるのか。

高齢者福祉課長

加算（Ⅱ）については、比較的導入のハードルが低いということもあり、介護施設独自で取得もある程度進んでいくのではないかと考えている。こちらの生産性向上の支援については、既存の当初予算で計上させていただいている介護現場における生産性向上支援事業というのがあり、施設側がワンストップで、例えば、機器の貸出しであったり、研修を受けたりというようなことで、いろいろな支援を受けられる相談窓口を開設している。あわせて、介護テクノロジーの補助事業のメニューも既存ではあるので、そういったものも活用していただきながら、加算取得（Ⅱ）も含めて、継続的に支援を行っていききたいというふうに考えている。

萩原委員

2番の（1）の障害者就労施設に対する支援であるが、この記載の中に、生産活動に使用する備品設備や共同作業の拠点整備に必要な費用を補助するというふうにあるが、ちょっと具体例含めて、この考え方について教えていただきたい。

障害者支援課長

まず、生産性向上を後押しするためには、ある程度まとまった費用が必要となると考えている。まず、1事業所当たり1,000万円については、これまで施設から伺っている要望などを勘案して、厨房機器や農機具などの購入に必要な費用として積算の方をさせて

いただいた。また、1拠点3,000万円については、複数の事業所の利用者が一つの拠点に集まって、例えば、公文書の電子化などという新しい作業にチャレンジするといったことを想定して、パソコンや電子複写機、あるいはセキュリティ設備とか、こういったものの費用で必要だということで考えたものである。

萩原委員

今回、この国の交付金を使って新たな支援を行っていくものだというふうに思うが、実際に施設の方々が使えるものなのかどうなのかというところ。これは、なかなか国で方向性出しても、やはり現場に近い地方がしっかり考えるべきところだというふうに思うが、そこについて、どういう配慮をなされたのか、また、周知をどういうふうにしていくのかお答えいただきたい。

障害者支援課長

まず、この補助金の使い勝手というか、使えるものなのかということは、先ほど例示を出させていただいたところであるが、事業者が様々な活動をしているし、先ほども例示で申し上げたが、新たな事業にチャレンジしたいといったような事業所もあるかと思う。こういった事業所には、幅広いニーズに応えられるように対応していきたいというふうに考えている。また、この事業の実施に当たっては、アドバイザー、いわゆるその事業所の方で何か新たな取組をしたいとか、新たな商品を作りたいといった場合に、アドバイザーも派遣できるような、そういった仕組みも用意しており、こういった備品の予算の費用プラスそういったアドバイスできるといったようなところも含めて、事業所の幅広いニーズに対応していきたいと考えている。また、周知については、できるだけ早めに、各事業所の方に直接メール等でお知らせする仕組みがあるので、そういった中で幅広く全ての事業所の方にこういった事業を展開している旨を周知していきたいというふうに考えている。

【付託議案に対する質疑（保健医療部関係）】

渡辺委員

- 1 分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業についてであるが、この物価上昇、賃金上昇への対応ということであるが、一応この背景とか必要性について説明をお願いします。
- 2 件数に応じて補助ということであるが、何件の診療所が該当するのかという点と、あと救急告示診療所とその他の診療所で、補助の要件や金額が異なっているので、その辺についての理由をお聞かせいただきたい。
- 3 物価高対策なので早く補助金を欲しいというところが多いと思うので、事業のスケジュールについてお聞かせいただきたい。
- 4 生産性向上設備整備事業費、(2)のところであるが、これが救急救命センターとか、①②③ということで3段階に分けて補助基準額が定められているが、この分けた考え方についてお聞かせいただきたい。
- 5 生産性向上に資する設備という記述があるが、これは具体的にどのようなものなのか。
- 6 先ほどと同様に3点目が事業のスケジュールをお聞かせいただきたい。
- 7 (3)の看護師等養成所ICT活用支援事業であるが、これも実施する背景とか目的についてお聞かせいただきたい。

医療整備課長

- 1 国の令和7年度補正予算において、医療・介護等支援パッケージがあるが、病院に対

しては、この分娩取扱件数であるとか、あるいは救急車の受入件数に応じた補助制度があるが、国のこの事業については、診療所や助産所については対象外となっている。そこで県としては、同じ救急であったり、それから周産期医療に携わっている診療所に対しても同様の支援が必要と考えたため、この補正予算案を提出させていただいたものである。

- 2 補助対象の件数ということであるが、まず、その分娩取扱いの施設については、合計は57であるが、この補助額の区分について申し上げますと、例えば、一番金額の多い8,000万円の補助対象施設は9施設、それから2,000万円の補助対象施設は25施設、1,000万円の施設は8施設となっている。それ以外については省略するが、それぞれ一桁の数字が入っているところである。それから、救急告示診療所については、多いところからいくと、3,000万円のところが1か所、それから1,500万円のところが1か所、残りの救急告示医療機関が全部で15あるが、残りの13については500万円となっている。その他の診療所については、100万円の対象が53件、それから300万円の対象が3件となっている。
- 3 委員お話しのとおり、物価対策ということであるので、こちらとしてもできるだけ早く支給したいと考えており、予算をお認めいただいた場合については、できれば3月中には申請受付を開始して、5月には補助金を支給できればというふうに考えている。
- 4 まずは、救急とか小児周産期医療、災害医療等ということで、非常に重要な役割を担っていただいているところを対象にしたいということである。それから例えば、その同じ救急医療でも救命救急センターと、それから搬送困難事案受入医療機関では役割が違っている。同じように周産期でも周産期母子医療センターと新生児センターで役割が違う。災害についても災害拠点病院と連携病院では役割が違う。そういったところを総合的に勘案して、3区分としてそれぞれ補助額を設定させていただいたものである。
- 5 医療機器は様々あるので本当に一例ということであるが、例えば、内視鏡検査で使用するデジタルX線テレビシステムというものがあるが、これは撮影後すぐにモニターに高精度の画像が表示されるため、例えば、今まで必要だった現像処理が不要になるとか、あとは検査時間が短縮されるとか、そういったことで多くの検査を今までよりも実施できるようになり、生産性向上に寄与すると考えている。それ以外にも手術用顕微鏡システムということで、やはり高精度で鮮明な画像によって手術の効率が上がると、そういったものがある。
- 6 こちらについても、できるだけ速やかに対応したいと思っており、3月から4月には交付申請を案内して、交付申請の受付を開始したいと思っている。ただし、こちらについては、医療機関で機器の選定にある程度時間がかかるとも考えているので、申請をいただいて、順次対応というふうに考えている。

医療人材課長

- 7 質問がこの事業を実施する背景や目的についてということだったと思う。この事業は、今少子化等の影響を受けて、看護師等養成所の入学者が非常に減少している。こうした中で看護師の確保が非常に課題となっており、この事業でICT機器の導入などによって、オンライン授業とかオンデマンド授業を実施して、社会人とかシングルマザーなど、多様なニーズに対応した学習環境を整備する看護師等養成所を支援することで、看護学生の確保を図ることを目的としている。オンライン授業やオンデマンド授業を行うためには、タブレットなどICT機器が必要になるが、その購入費用をこの事業で補助したいと考えている。また、養成所の求めに応じてアドバイザーも派遣して、オンライン事

業などの円滑な実施を支援したいと考えている。さらに、県、それから今回のモデル養成所、それからアドバイザーが意見交換する場を設けることを予定しており、事例とか課題について共有していければと考えている。

医療整備課長

- 2 先ほど答弁漏れが1件あった。お尋ねの救急告示診療所とそれ以外の診療所で金額に違いがあるのはなぜかというような質問だったと思うが、救急告示診療所については、24時間体制で救急の受入体制を整えていただいております、また、例えば、人工呼吸器とか酸素吸入器とかそういった必要な設備も備えるということになっている。一方、救急告示以外の診療所については、そうしたところまではお願いをしているものではないので、また救急告示診療所については24時間体制というところもあるので、そこについては少し取扱いを変えさせていただき、また、救急告示以外の診療所で10件以上が補助対象となっているが、これは救急告示診療所で、一番取扱件数が少なかったものが10件ということであったので、そこと同等の救急受入を行っていただいているところとすることを対象にして10件以上とさせていただいている。

野本委員

- 1 (2)の生産性向上設備整備事業について確認をさせていただきたいが、医療機器の選定に関してであるが、その機器が生産性向上に資するかどうかというのをどういうふうに判断しているのかという観点でお伺いしたいのであるが、あらかじめそのリストがあるのか、何社か見積もりを取って決めていただくとか、その点についてお伺いさせていただきたい。
- 2 (3)の看護師等養成所ICT活用事業についてであるが、オンデマンド授業に関していうと、やはりその学習がされているかのフォローアップというのはどのように行うのか。

医療整備課長

- 1 医療機器の選定については、医療機関の方でどういった機器が生産性向上に資するかというものを選んでいただいて、申請を頂くというふうに考えている。またその調達については、県と同様に入札等を行ってやることというふうにさせていただきたいと考えている。

医療人材課長

- 2 学習のフォローについては、今後、各学校で具体的には検討していくことになると考えているが、今学校から聞いているところであると、例えば、小テストの実施回数を増やして習熟度の把握を更にこまめにやるとか、あとは少し登校してもらう機会をつくって、その場で個別指導を充実させるとか、そういうことを考えている学校があるというふうに聞いている。今回の事業には、アドバイザーも入るので、そうしたフォローアップの点についてもアドバイザーの知見も頂きながら、しっかり対応していきたいと考えている。

伊藤委員

- 1 (1)のAとIで共通して伺う。この事業の目的の中に、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた支援ということが記載をされている。実際にどの程度の賃上げを見込んで

いるのか。

2 この事業の後に実績報告を受けるのか。

3 (3)の看護師等養成所ICT活用支援事業について伺う。モデル事業の実施ということであるが、これは令和8年度にモデル事業を実施して、その後はどのような展開になると考えているのか。

医療整備課長

1 具体的な賃上げへの引上げ額については見込んでいないが、この事業の考え方の基礎としている国の事業では、令和8年度診療報酬改定の効果を前倒しするために緊急措置したものということで、県もこの考えに基本的には準じている。令和8年度診療報酬改定においては、物価対応分がプラス0.76%とされているので、そうしたところを見込んでいるところである。

2 この事業については、令和7年12月補正予算で認めていただいた診療所等処遇改善・物価上昇支援事業に関連して行う事業である。診療所については、同事業において賃上げがどのように行われたかの実績報告を求めることとしているので、その報告書により確認を行うというふうに考えている。

医療人材課長

3 今回、予算上12課程でモデル的にオンライン授業とか、オンデマンド授業の実施をして、そこでノウハウとか課題とかを整理したいと考えている。令和9年度以降には、各養成所の教務主任の先生たちが集まる会議などを定期的に行っているのので、そうした場でオンライン授業、オンデマンド授業の課題とかメリットなどを共有して、県内の養成所に広めていきたいと考えている。

【付託議案に対する討論】

なし
